

平成24年行政事業レビューシート (外務省)

事業名	対人地雷禁止条約締約国会議等分担金		担当部局庁	軍縮不拡散・科学部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成10年度開始		担当課室	通常兵器室		室長 河野 光浩		
会計区分	一般会計		施策名	VII-1 国際機関を通じた政策及び安全保障分野に係る国際貢献				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条3項		関係する計画、通知等	対人地雷禁止条約第14条				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	対人地雷の使用、生産、貯蔵、移譲等の全面禁止を規定した対人地雷禁止条約(オタワ条約)は、97年12月に成立し、我が国は同年12月に署名、98年9月に締結。同条約第14条(費用)に基づき、締約国及び未締結国のうちオブザーバー参加した国は、オタワ条約締約国会議等の開催経費を負担する義務がある。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	条約締約国及びオブザーバー国等を対象として、本条約運用のために重要となる事項について議論を行うため、締約国会議を開催する。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input checked="" type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
		当初予算	13	35	38	18	5	
		補正予算	—	—	—	—	—	
		繰越し等	—	—	—	—	—	
	計	13	35	38	18	5		
執行額	18	0	3	—				
執行率(%)	139.8	0.0	8.9	—				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)	
	効果的な運用に繋げることを目的として、会期間会合及び締約国会議において活発な議論を行い、締約国会議において、最終文書を選択している。締約国会議では、締約国による条約の実施状況と進展についての分析・報告が行われる予定であり、我が国も、条約の下でのこれまでの取組を積極的にアピールしつつ、議論を積極的にリードすることを目指す。		成果実績	カタルヘナ行動計画の採択	ジュネーブ進捗報告書の作成	プノンペン進捗報告の作成・承認	締約国による条約の実施状況と進展の分析・報告	
		達成度	%	100%	100%	100%	—	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込	
	2011年6月に会期間会合が開催され、11月から12月にかけて第11回締約国会議を開催した。		活動実績 (当初見込み)	回	2	1 ()	1 (1)	— (1)
単位当たりコスト	37,632千円/1回		算出根拠	平成23年度年次締約国会合の予算(37,632千円)/締約国会合回数(1)				
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	分担金	18	5	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し				
	計	18	5					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	○本件条約は、非人道的効果をもたらすおそれのある対人地雷について、探知技術の開発・訓練用等の一部の例外を除いて、対人地雷の使用開発・生産・取得・貯蔵・保有及び移譲を包括的に禁止する条約である。軍縮分野を積極的に推進している我が国にとって、本条約の年次締約国会合の開催経費となる分担金を支払い、条約の運用に貢献することは重要。 ○条約の運用は国のみが実施可能な事業であり、地方自治体、民間等の委託には適さない。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	－	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	○支出先は国連欧州本部となっている。 ○支出を抑えるため、年次締約国会合の開催期間の短縮について、2012年に検討が行われる。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	○カタルヘナ行動計画及びプノンペン進捗報告書等により、成果目標の設定と達成度の確認が行われている。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	－	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	対人地雷の全面禁止を規定するオタワ条約は、埋設地雷の除去や犠牲者の減少等地雷分野の十分な成果をもたらしており、我が国は同条約の締約国として、引き続き、締約国会議等関連会合において、条約の実施状況にかかわる透明性を保ち、地雷埋設国における我が国の支援をアピールすることが重要。分担金に関しては、毎年、支出先である国連欧州本部からの決算報告書で使途を確認している。		
予算監視・効率化チームの所見			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー		59	平成23年行政事業レビュー 44